

1 会合概要

(1) 日時・形式：

令和7年11月21日

於：豪州・メルボルン（議長：豪州）

(2) 出席者：

岩田内閣府副大臣をはじめ12か国の閣僚等

※TPP委員会は、協定に基づく、協定の運営等に関する最高意思決定機関。

2 結果概要

(1) 今回のTPP委員会では、ア) ウルグアイの加入手続を開始することとともに、UAE、フィリピン及びインドネシアについても、適切であれば2026年に加入交渉を開始することとなった。また、イ) 一般見直しに係る勧告を承認し、電子商取引、サプライチェーン強靱化、貿易円滑化の協定改正交渉を開始することなどで合意した。さらに、ウ) EU及びASEANとの第1回貿易投資対話を実施し、WTO改革の後押し等、ルールに基づく貿易秩序を維持・強化するための連携を推進する決意を表明する等、出席した閣僚間で活発な議論が行われた。

(2) 12か国で閣僚共同声明を採択。概要以下のとおり。

- ・ 国際貿易体制が重大な課題に直面している時期に、協定の更新・強化、実施改善、オークランド原則に則った拡大にコミット。
- ・ CPTPPとASEAN及びEUとの第1回貿易投資対話を歓迎。
- ・ 経済的威圧への共通の懸念及び反対並びに経済的威圧への協調的な取り組みへの強い関心を再確認。市場歪曲的慣行への対処におけるCPTPPが果たす継続的な役割を認識。
- ・ オークランド原則に沿う4の加入要請エコノミーとしてウルグアイ、UAE、フィリピン及びインドネシアを特定。ウルグアイとの加入プロセス開始を決定し、また、適切であればその他のエコノミーについても2026年に開始する。
- ・ 関税を回避・迂回する違法な積替えがCPTPP締約国経済を損なわないことを確実にすることを含め、加入要請エコノミーの遵守状況に対する厳格な評価が不可欠であることを強調。協定の継続的な遵守のため、遵守状況監視に協力。
- ・ CPTPPの第一回一般見直しは完結。一般見直し報告書の勧告を承認。電子商取引、サービス貿易、税関当局及び貿易円滑化、競争力及びビジネスの円滑化、及び貿易と女性の経済的エンパワーメントについての交渉を通じた協定規律強化について決定。また、投資、国有企業、イノベーション、ジェンダー主流化、経済的威圧、市場歪曲的慣行についてのイニシアティブの最終化を指示。
- ・ 2026年の議長国はベトナム。

(3) 二国間会談の実施

- ・ 本会合の機会を活用し、岩田副大臣は、豪州（議長国）、シンガポール、ベトナム、ニュージーランドの担当閣僚等と二国間会談を実施。先進的でハイスタンダードなCPTPPの果たす役割の重要性や新規加入要請エコノミーへの対応等について意見交換を行った。